



助成額&助成要件が変わりました！

介護職員実務者研修受講料助成金

助成要件

以下の1から3を全て満たす方

1. 実務者研修の受講を修了後1年以内に墨田区内の1つの介護保険サービス事業所で6か月以上の勤務実績があり、申請時点において当該事業所に引き続き勤務していること。
2. 墨田区内の介護保険サービス事業所の運営法人に直接雇用されていること。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により就労している者は対象としない。
3. 他の公的機関から同種の助成金を受けていないこと。

提出期限

提出期限は、助成要件を満たした日の翌日から3か月以内となります。

助成要件を全て満たした時点で、申請に必要な書類一式を提出してください。

助成額

上限15万円（勤務先から受講料等の一部が助成されている場合は、受講料等からその額を控除します。）

※対象となる経費は、研修受講料及び教材費のうち、助成金の交付を受けようとする方が、当該研修を実施した機関へ支払った金額（手数料は助成対象にはなりません。）

申請書類

- 1 実務者第1号様式・交付申請書
- 2 実務者第2号様式・就労証明書
- 3 実務者研修の修了証明書の写し
- 4 実務者研修の受講料等の領収書原本
- 5 （該当者のみ）実務者第3号様式・受講費用助成証明書

※登録ヘルパーの方は、経過措置に該当する可能性があるため、ホームページをご確認ください。

対象人数

先着20名（各年度）



詳細は区ホームページをご覧ください。



https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/koureisya_kaigohoken/kaigo-jinzai-kakuo/jitumusya.html

問合せ先：墨田区 福祉保健部 介護保険課 給付・事業者担当（区役所4階）

☎03-5608-6544